

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 428 号）

〔〇〇検討会関係資料部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和 7 年 2 月 4 日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求に係る各部分公開決定において非公開とした情報を公開すべきである。

第二 審査請求に至る経過

- 1 （1）令和 3 年 10 月 18 日付けで、審査請求人は、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

〇〇検討会の参加依頼について／健康づくり課／健第〇〇号

- （2）令和 3 年 10 月 21 日付けで、審査請求人は、条例第 6 条の規定により、実施機関に対し、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

〇〇検討会の開催について／健康づくり課／〇〇（年）／健第〇〇号

〇〇検討会の開催について／健康づくり課／〇〇（年）／健第〇〇号

〇〇検討会の開催について（通知）／健康づくり課／〇〇（年）／健第〇〇号

- 2 （1）令和 3 年 11 月 1 日付けで、実施機関は、本件請求 1 に対し、条例第 13 条第 1 項の規定により、以下のとおり決定（以下「本件決定 1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

ア 公開請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書 1」という。）の名称
参加依頼文、承認書、就任依頼文、承諾書、口座振替依頼書及び兼業依頼状

イ 公開しないことと決定した部分

個人の氏名

ウ 公開しない理由

本件対象文書 1 には、個人の氏名が記録されており、これを公にすることにより、特定の個人が識別され得ると認められることから、条例第 9 条第 1 号に該当するため。

- （2）令和 3 年 11 月 4 日付けで、実施機関は、本件請求 2 に対し、条例第 13 条第 1 項の規定により、以下のとおり決定（以下「本件決定 2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

ア 公開請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書 2」といい、本件対象文書 1 と合わせて「本件対象文書」という。）の名称

〇〇検討会の開催通知

イ 公開しないことと決定した部分

個人の氏名

ウ 公開しない理由

本件対象文書2には、個人の氏名が記録されており、これを公にすることにより、特定の個人が識別され得ると認められることから、条例第9条第1号に該当するため。

- 3 令和4年2月4日付けで、審査請求人は、本件決定1及び本件決定2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

個人の氏名の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

〇〇教授が〇〇検討会委員を務めたことは、当該教授が所属する大学のウェブサイトに掲載される同人の研究者要覧（甲第1号証 添付省略）で公表されている。

大阪府情報公開条例解釈運用基準（令和3年6月）の43ページでは、「一般に他人に知られたいと望むことが正当と認められるもの」に該当せず、公開することができる情報の例としては、次のものが考えられる。」について、「（3）個人が自主的に公表した資料等から他人が誰でも知り得る情報（例）著書や報道記事等において広く公表されている個人の職業、所属団体、経歴等」とされている。

さらには、当該教授が所属する大学が令和3年10月12日付けで行った法人文書部分開示決定で、本件行政文書に記載される教授の氏名は開示されている（甲第2、3、4号証 添付省略）。

以上のとおりであるから、当該教授の氏名は条例第9条第1号に該当しない。

2 反論書における主張

〇〇教授が〇〇検討会委員を務めたことは、当該教授が所属する大学のウェブサイトに掲載される同人の研究者要覧（甲第1号証 添付省略）で既に公表されていることからすると、有識者の氏名を公表することにより、個人の特定に繋がり、また勤務している法人が明らかになったとしても、これらは一般に他人に知られたいと望むことが正当である情報に該当するとはいえない。したがって、条例第9条第1号に該当しない。

第五 実施機関の主張要旨

1 実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

（1）弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

（2）文書の公開について

当該教授が所属する大学における法人文書部分開示決定については、本府の不知の事実である。

（3）弁明の理由

本件対象文書の非公開部分には有識者の氏名が記載されており、当該情報の公表は明らかに個

人の特定に繋がるものであること、また、本件対象文書には当該有識者が勤務している法人が記載されており、氏名が公になると、同時に当該有識者の勤務先に関する情報も明らかになり、これは一般に他人に知られたくないと望むことが正当である職業に関する情報に該当することから、本件対象文書の非公開部分は、条例第9条第1号の規定に基づき非公開とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張

〇〇検討会（以下「本件検討会」という。）は、法令又は条例に基づき設置された機関ではなく、〇〇を促進するに当たり、有識者、市町村、関係事業者等から幅広く意見を聴取するために設置した任意の機関である。会議は、〇〇に係る関係者から忌憚のない意見をいただく場として非公開で開催することとした。

そのため、有識者として本件検討会に出席した大学教授の氏名については、一般に他人に知られたくないと望む情報であるとして、公開すべきでないと判断した。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件対象文書は、本件検討会におけるアドバイザー就任手続に係る文書及び本件検討会の開催通知である。

審査請求人は、本件対象文書に記載されている特定の個人の氏名（以下「本件係争情報」という。）は条例第9条第1号に該当しないと主張しており、本件係争情報の公開を求めているものであることから、以下、同号の該当性について検討する。

(1) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件1」という。）であって、

イ 特定の個人が識別され得るもの（以下「要件2」という。）のうち

ウ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる（以下「要件3」という。）

情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報を結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

（2）条例第9条第1号該当性について

本件係争情報は、本件検討会にアドバイザーとして就任した有識者の氏名であり、特定の個人を直接識別できる情報として、要件1及び要件2に該当する。

本件検討会は、第五の2のとおり、実施機関が〇〇の基本的考え方を作成するに当たって、事前に関係者から忌憚のない意見を聴取するために設置された任意の機関として、非公開で開催された会議である。

しかしながら、行政機関等における会議の委員の氏名は公開とされることが一般的であり、本件検討会のアドバイザーへの就任依頼についても、当該教授の有する専門的な知見に基づきなされたものである。加えて、審査請求人が審査請求書に添付した証拠によると、当該教授が所属する大学のウェブサイト（令和4年2月時点）には、当該教授の社会活動における委員歴に係る記載があり、その中に、本件検討会におけるアドバイザーに就任していた事実について記載があることが分かる。

さらに、研究者が業績を管理・発信できるようにすることを目的として、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するデータベース型研究者総覧（researchmap）では、登録している研究者の経歴や業績等に関する情報が公開されている。審査会にて同ウェブサイトを見分したところ、当該教授の勤務先、職名及び委員歴について記載があり、その中に、当該教授の〇〇年から〇〇年までの情報として『大阪府、〇〇検討会委員』の記載があることが確認できた。

以上のことから、本件係争情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認め

られる情報とはいえず、要件 3 に該当しない。

したがって、本件係争情報は、条例第 9 条第 1 号には該当しない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋